

壱岐市農業委員会定例会（令和5年6月）  
議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月） 午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 18名  
4. 欠席委員 無  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程  
　第1. 議事録署名委員の指名 ・・・ 委員 ・・・ 委員  
　第2. 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
　議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
　議案第29号 違反転用について  
　議案第30号 農用地利用集積計画の承認について

7. その他

---

事務局 皆さん改めましておはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いありますので、只今より令和5年6月の農業委員会の総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中19名で全委員出席しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第27号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人でありますの

で「農地所有適格法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

## 21番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触かんだ 字神田 ・・・・ 地目 畑 面積 434m<sup>2</sup>

同じく ・・・・ 地目 畑 面積 95m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 0m<sup>2</sup>です。

### 申請理由

譲渡人 譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況については、野菜の作付けです。

農機具は、管理機、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は本人が10年です。通作距離については、自宅横10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・委員さんと譲渡人の・・さんと立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明通り、6月19日に現地確認を行いました。

譲受人の・・さんは、譲渡人の・・さんの甥っ子にあたり、既に申請地には、・・さんが野菜を作付けしてあって、引き続き耕作していくという事であります。何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの

声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第27号21番は、決定します。続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい 1頁をお願いします。

22番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触	字寺地	地目	田	面積	505m <sup>2</sup>
----------	-----	----	---	----	-------------------

同じく	地目	田	面積	1, 396m <sup>2</sup>
-----	----	---	----	----------------------

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が17, 008m<sup>2</sup>、畑が3, 799m<sup>2</sup> 計20, 807m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 病弱で耕作が困難なため贈与する。

譲受人 譲り受けて農業規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有されています。農作業歴は本人が45年です。通作距離については、1Km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、これまで前の耕作者が水稻を作付けており、今後も引き続き水稻を作付るので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・委員さんと譲受人の・・さんと立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

・・さんは、申請地付近に水稻を作付けてあります、申請地についても水稻を作付ける計画という事ありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第27号22番は、決定します。

続きまして、23番の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

23番 土地の所在

芦辺町深江鶴亀触	字原	地目	田	面積	672m <sup>2</sup>
----------	----	----	---	----	-------------------

石田町石田西触	字原ノ久保	地目	田	面積	5 7 7 m <sup>2</sup>
同じく		地目	田	面積	2, 0 3 7 m <sup>2</sup>
同じく		地目	田	面積	4 8 3 m <sup>2</sup>
同じく		地目	畠	面積	9 8 0 m <sup>2</sup>
同じく		地目	田	面積	1, 9 7 9 m <sup>2</sup>
譲渡人	· · · · ·				
譲受人	· · · · ·				

経営面積は、田が2, 0 1 3 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 隣接地を耕作する姪にあたる譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻、飼料の作付けです。農機具は、草刈機を所有しており、トラクター、田植機、コンバインにかかるものは、委託しております。農作業歴は本人が23年、母親が45年です。

通作距離については、遠いところで100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻や飼料を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・委員さんと譲受人の・・さんのお母さんの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

ただいま事務局の説明通り、6月19日に現地確認に致しました。

譲受人の・・さんは、譲渡人の・・さんの姪っ子にあたり、申請地も・・さんの自宅付近ということで、譲り受けて水稻や飼料作物を耕作するという事であります。何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第27号23番は、決定します。続きまして、24番の説明を求めます。

事務局 2頁から3頁をお願いします。

24番 土地の所在

石田町筒城西触	字高坂	地目	畠	面積	6 8 8 m <sup>2</sup>
石田町筒城東触	字尾ノ口	地目	畠	面積	1, 5 9 9 m <sup>2</sup>

同じく	・・・・	地目	畠	面積	1, 256 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	畠	面積	1, 003 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	畠	面積	47 m <sup>2</sup>		
石田町筒城東触	字錦太	にしきだ	・・・・	地目	田	面積	1, 011 m <sup>2</sup>
同じく	・・・・	地目	田	面積	1, 081 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	1, 356 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	畠	面積	674 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	畠	面積	606 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	756 m <sup>2</sup>		
石田町筒城東触	字坂	・・・・	地目	田	面積	1, 092 m <sup>2</sup>	
石田町筒城東触	字坂久保	・・・・	地目	田	面積	880 m <sup>2</sup>	
同じく	・・・・	地目	田	面積	48 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	308 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	424 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	814 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	198 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	204 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	14 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	417 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	13 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	120 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	24 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	305 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	123 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	畠	面積	644 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	40 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	967 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	295 m <sup>2</sup>		
同じく	・・・・	地目	田	面積	118 m <sup>2</sup>		
石田町筒城東触	字高峯	・・・・	地目	田	面積	141 m <sup>2</sup>	
石田町筒城東触	字尾崎	・・・・	地目	畠	面積	790 m <sup>2</sup>	
石田町筒城東触	字下渡	しもわたし	・・・・	地目	田	面積	900 m <sup>2</sup>
同じく	・・・・	地目	田	面積	1, 539 m <sup>2</sup>		
石田町筒城東触	字小森江	・・・・	地目	田	面積	579 m <sup>2</sup>	
譲渡人	・・・・・・・・						
譲受人	・・・・・・・・						
経営地面積は田が13, 312 m <sup>2</sup> 、畠が7, 307 m <sup>2</sup> 計21, 074 m <sup>2</sup> です。							
申請理由							

譲渡人 後継者に生前贈与する。

譲受人 譲り受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻・牧草の作付けです。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、モア、軽トラックを所有されてあります。農作業歴は、本人28年、長男が1年です。

通作距離については、遠いもので2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻や飼料を作付する計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・・委員さんと譲受人の・・・さんと立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんおはようございます。・・・です。

事務局の説明の通り6月19日に現地を確認致しました。

お父さんの農地を子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないと思います。皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第27号24番は、決定します。続きまして、議案第28号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第28号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

9番 土地の所在

郷ノ浦町庄触 字池ノ下 ・・・番・ 地目 畑 面積 551m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在の住まいが老朽化しているため、申請地を譲り受け自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て令和5年6月5日に完了を致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。3月20日の農振地域除外時に・

・委員さんと譲受人と譲受人のお母さんの立会いの下、現地確認を行っておりま  
す。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

この案件は、3月の定例の折に農振除外申請のご承認を皆様にいただいた案件  
でございます。6月14日に・・さんに電話をしまして、現在の状況について、  
お話を聞いております。この土地は、お父さんから譲り受け、現在の住宅が建  
築から40年以上経っております。老朽化が進んでおりますので、新しく住宅  
を建てたいということです。

合併処理浄化槽も設置されて、その隣にも許可を受けて家を建てるこ  
ともあります。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致  
します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声  
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号9番は、意見を付し  
て進達いたします。続きまして、10番の説明を求めます

事務局 はい、4頁をお願いします。

10番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字京塚 ・・・・ 地目 田 面積 833m<sup>2</sup>

転用目的 資材置場

貸付人 ・・・・・・・・

借受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在の資材置き場が手狭になったため、申請地を借り受けて新たに  
資材置場を設けたいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、使用貸借です。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地  
と判断致しております。

位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。6月19日に・・委員さんと  
借受人のお父さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

貸付人の・さんは、借受人の・・さんの叔父にあたるそうです。

現在の資材置き場は、他の会社と共有しているため、申請地に資材置き場を移  
転させたいとの事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号10番は、意見を付して進達いたします。続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いします。

#### 11番 土地の所在

勝本町西戸触さいどがわ 字西戸川 ・・・・ 地目 田 面積 493m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでおりますが、申請地を購入し、自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て令和4年10月5日に完了を致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。令和4年6月21日の農振地域除外時に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の6月21日の定例会で農振除外のご承認をいただきました。現在、借家に住んでおり、自己の住居を建築したいということで、いろんな土地を検討しましたて、実家に近い、立地条件も良い申請地を選んだという事でございます。合併浄化槽も設置する予定であります。昨日、本人にお会いして聞いたところ、建築許可も下りているということでございますので、10月頃から建築に入りたいということでございます。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号11番は、意見を付して進達いたします。続きまして、12番の説明を求めます

#### 12番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触ふるすな 字古砂 ・・・・ 地目 畑 面積 346m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでおりますが、申請地を譲り受けて自己の居宅を

建築したいので申請します、というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は県の同意を得て令和5年3月29日に完了を致しております。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地と判断致しております。

位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。6月19日に・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認をしました。

昨年の12月22日の定例時に前委員さんが現地確認を行い、農振除外のご承認をいただいた件です。

譲受人の叔父にあたる譲渡人の農地を譲り受けて自己の居宅を建てたいという事であります。合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号12番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第29号「違反転用について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、違反転用の議案に入ります前に、違反転用処理について説明します。

「違反転用処理」の資料をお願いします。違反転用処理には、Aの「簡易手続き相当の違反案件の基準」とBの「簡易手続き相当案件以外の違反案件」があります。Aの「簡易手続き相当の違反案件の基準」についてですが、①転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なもの、②転用目的が個人住宅で、転用許可を受けて建築したものの、土地の境界線の誤認により、建物の一部が許可を受けていない農地に及んだもの、③競売・公売に係る買受適格証明にかかる案件である土地ということになっております。

後ほど説明しますが、今回の案件について、農業委員会事務局から県へ「違反転用連絡票」の提出をしましたが、簡易手続き等の案件には該当しないということで通知がありましたので、Bの「簡易手続き相当案件以外の違反案件」になるということです。Bの場合、農業委員会が違反転用者等に「勧告書」にて文書勧告を行う、②農業委員会が県に「違反転用事案報告」を提出することになっております。この報告書や現地調査、事情聴取等を踏まえて県と農業委員会が「処分の判断基準」に照らして、原状回復を求めるか、追認許可相当とすべきか、許可条件変更で対応すべきか判断することになります。今回の案件についても、原状回復を求めるか、追認許可相当とすべきかの判断になるかと思われます。

裏面をお願いします。処分判断基準については、(1)当該農地周辺における土地の利用状況ということで

- ① 農地区分、転用目的又は用途から判断して転用許可が出せたかどうか
- ② 原状回復等の是正措置を行わないことによる周辺農地及び農業への影響
- 他(2)、(3)ありますが、(4)の違反転用行為の悪質性の中の②違反の認識の有無、③前歴、過去における違反行為の有無や④行政庁の指導への対応状況等を審議していただことになります。

これらを踏まえて18頁をお願い致します。議案第29号「違反転用について」、農地法第5条第1項の違反転用につき、審議のうえ意見を付して報告の要がある。

#### 1番 土地の所在

勝本町本宮西触 字柳坂 ・・・・ 地目 畑 面積 289m<sup>2</sup>

転用目的 駐車場

違反転用者、・・・・・・・・

内容 令和3年10月頃から、許可を受けずに駐車場として利用している、というものです。

詳しく申し上げますと自身の居宅を建設するにあたり、土地所有者より買い受けて自宅の建設を行ったが、誤って隣接する何も耕作されてない荒れた畠を駐車場として造成したというものです。

このことについて5月1日に農業委員会事務局から県に違反転用連絡票送付しましたが、5月11日に先ほども申し上げましたが、県から長崎県農地転用事務指針の「簡易手続き相当の違反案件基準」第4の1の(3)に該当しないという事で農業委員会総会に報告し、追認相当か否かを審議のうえ事案報告書により、意見を県へ報告するように指示がきております。

この報告書に、

「原状回復は困難であること、違反行為について、申請者に悪意はないこと、周辺農地の営農に支障はないこと、申請者に再発の恐れはないこと、当初から正式な手続きを行っていれば、許可相当として県へ送付していた事案として見込まれることから、新たに農地法第5条の申請をさせることが妥当と判断する」との農業委員会の意見を付すため本総会にご審議をお願いするものであります。

5月16日付で違反転用にかかる勧告書を送付しましたが、本人も反省されており、駐車場とした箇所を農地に戻すことは、工事費の負担が重くのし掛かる事になるので、原状回復をご容赦願いまして、農地法に基づく許可申請の手続きを進めさせていただきたい旨の顛末書の提出がございます。

付近状況図、現場写真は19頁から20頁です。6月19日に・・委員さんと・・さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

内容につきましては、只今、事務局から説明があったとおりでございます。

駐車場の造成について、・・さんは農地法の許可が必要だとは思ってなかったようで反省をしてありましたので、この案件につきましては、追認許可相当としてやむを得ないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】一応ですね、今の補足説明のとおりでございますが、追認許可相当の今皆様方にご審議していただいた分を事務局から県に追認許可相当にしてくださいというようなお願ひをして、それが認められれば転用申請に入るわけですが、そうでないともう1回持って帰って皆様方と協議することもあり得ますので、その時は、また宜しくお願ひします。また、この面積は、違反転用につきましては、最近県の傾向は最近厳しくなっておりますので、どのような判断なるかわかりませんが、面積は、300m<sup>2</sup>も満たないケースになりますので、県の判断がどのようになるか今のところ分かりませんが、とりあえず今日皆様方に審議していただいた追認許可相当の処理に入りたいと思っておりますので、宜しくお願ひします。

それでは、ご異議がないようですので、今説明しましたとおり、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第30号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第2回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます

事務局 21頁をお願いします。

議案第30号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は8件、借り手が6人、貸し手が8人です。田が14筆、12,307m<sup>2</sup>、畠が17筆で16,248m<sup>2</sup>、合計31筆で28,555m<sup>2</sup>となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、22頁から23頁に掲載を致しております。よろしくお願ひします。

議 長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、ご異議ないようでの、議案第30号も決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からその他の件ですが、

① 7月の定例会の日程 → 令和5年7月25日(火) 午前9時から

② 農地利用状況調査説明会について

文書で通知しておりましたが、7月5日水曜日18時30分から那賀地区公民館、7月6日木曜日18時30分から石田庁舎で行いますので、ご出席をお願いします。那賀地区公民館は、芦辺町、勝本町が対象で、石田庁舎は、郷ノ浦町と石田町が対象となっております。都合によりどちら言っても構いませんが、その時は事務局まで連絡をお願いします。以上です。

議 長 他に皆さん方から何かありましたら。

議 長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。